時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百六十九號
明治廿三年二月十八日 火曜日
舊暦巳丑閏十二月廿九日(庚午)
(西暦一千八百九十年)
日出午前六時二十六分　日入午後五時二十四分
月出午前五時二十九分　月入午後三時五十三分
滿潮 午前三時五十七分 午後四時二十九分

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

公私交際の區別

本年は國會開設の年にして近來全國各地方に議員撰擧の競爭漸く上騰して各黨派間の交際に兎角滑かならざることあり演說場に腕力沙汰あり縣會議員の撰擧會に血塗れ騷動を引き起すが如き固より極端の事例なれども之より以下の處にても公事と私交とを混同し政論政黨を異にするが爲め冠婚葬祭の應酬を絕ち路傍相逢ふも睚眦を以てして鎭守の祭典、佛寺の修繕、緣談金策に至る迄丸く纏まらざるなどの場合も少なからず不心得なりと申す可し抑も彼の文明政黨の事は所謂君子の爭にして何れも國事を思ふ者が其奉公の智を鬪はして青天白日揖讓の間に勝敗を決するものなるが故に勝敗は其時限りにして其平生の交際上に於ては意趣もなければ怨もなく共々自國の爲めを謀りて公事に盡力するものなりとて相敬し相愛するこそ當然なれ且つ我國の實際を見れば所謂凡俗社會に於ても此邊の嗜みを存するもの多く近くは過般回向院の角力を見よ東西の力士土俵に上りて互に勝敗を爭ふときは怒牽相擊ち堅頭相觸れ四十八手の秘術を盡して其死力を鬪はすれども勝負一決して土俵を下れば前刻の手際などを語り合ひ互に笑ふて相戲るゝを常とするに非ずや然るに今日の政論家は多くは舊藩士流の人にて往時封建藩制の際、藩中動もすれば朋黨を分ちて互に陰險の謀を廻らし小にしては刄傷暗殺、大にしては御家の騷動、每度殺伐を演ずるを見慣れ聞き慣れて今の所謂政黨も矢張り舊時の手段に因り陰險嫉惡相對して其間公私の區別を立てず一旦政治上の土俵に敵對すれば部屋內幕の交際も隨て難澁險阻を極め其胸中の狹隘にして公私を區分するの度量なきは角力に愧づるこそ多しと云ふ可し我輩竊に按ずるに凡そ我國の士人輩は公事を視ること重きに過ぎて私交を視ること甚だ輕く苟も公事上に於て其位地を異にする等の場合あれば私交は忽ち疎隔して音問互に相通せず例へば同じく民間に在りて忘年莫逆の友たりし者若くは海外滯留の際に互に相助力して勉學を共にし遊觀を共にし連宵の旅宿に床を同ふしたる程の者も何れか其位地を變換して或は一朝官吏と爲るか或は商工業家と爲るか夫れ〳〵身分を異にすると同時に異論異業の益友を增して其智識見聞を開かんとはせずして十年の友を一日に忘れ互に相疎隔するが如き世上其例に乏しからず斯くて互に疎隔して次第に其友誼を減じ遠方に在りて樣子を聞けば談笑の聲も怒音に聞え愛嬌の靨も血眼に見えて疑心に暗鬼を生ずるは今日官民の間柄なるよて每度見聞する所なれども此人々が度量を大にし公事上には反對に立ちても私交上には打ち解けて其胸襟を披くときは雙方の情實相通じて暗鬼の影も次第に消え政治上の爭などにも其面相を平和にして猜疑の念を絕つことあらん抑も彼の英國政治家の美德は其種類も一ならずして每度我輩の感服する所なれども彼等が平素の交際上、事の公私を區別して綽然餘裕を存するは最も及ぶ可らざる所にして試に國會議院に入り其討論の樣子を見れば兩黨互々相對して會釋もなく論難攻擊を爲し其の相激昂するに當りては殆んど鼻端火を出すの槪あれども此兩黨の人々が學問商賣美術等政治以外の集會場に招かれ椅子を並べて相逢ふときは其私交の親疎に因り握手談笑して隔意することなく或は其謝辭演說の際、他黨の所長などを發揚して其畏敬心を表することあり或は政治外の倶樂部などにて自由黨の人が會長と爲り保守黨員が副會長と爲り一堂の上に集會して其歡遊を共にするが如き決して珍らしき事に非ず又兩黨派の新聞記者は紙上の筆戰激烈にして水火相容れざるが如くなれども扨て此記者等の集會する新聞俱樂部等に至りて見れば今しも自から筆を執て痛擊を試みたる其當の新聞記者とカードを鬪はし球を突き肩を推して戲れながら一杯の酒を分飲して交態兄弟の如きもあり蓋し其心事を叩くときは新聞紙は公共に對するの事業にして各々固有の社論あるが故に其新聞紙に執筆する以上は其社論を論ぜざる可らず之を論ずるは新聞記者の公務、云はゞ一種の商法なりとて紙上の喧嘩を私交に及ぼし之を云々する者を見ず現に倫敦に有名なるスタンダード新聞は保守黨第一の機關なりしが其主筆記者たりし者は先年まで過激急進論者にして日々紙上に揭ぐる議論と全く反對の意見を抱きたれどもスタンダード新聞は自から社有の論あるが故に苟も之れに從事する間は自身の正に思ふ所と恰も反對の說を記して之を公にしたりと云ふ是れは極端の事例にして然るを人々に期す可らずと雖ども英國人が心事を分ちて能く公私の區別を立て胸量濶大綽として餘裕を存するの狀は此一端を推して知る可きなり左れば我輩は我國の士人が政治に熱中して之を論議し若くは其事に奔走するを見て之を悅ばざるに非ず政治は國事中の一箇條にして然かも重要なるものなれば政熱の上騰、黨派の競爭、固より其所たる可しと信ずれども唯此士人が政治の公と交際の私とを區別すると彼の英國人の如くし以て社會人情の圓滑平和を保たんと切に願望する所なり

官報

朕明治二十二年度會計特別整理ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年二月十五日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
大藏大臣伯爵松方正義

法律第十一號

第一條　明治二十二年度ヨリ翌明治二十三年度ヘ轉遷ノ際現行會計法規ニ據リ明治二十二年度ニ屬スヘキ歲入歲出ハ左ノ區分ニ據リ年度所屬ヲ定ムヘシ」第一 歲入ハ明治二十三年三月三十一日マテニ現金ヲ金庫ニ納付濟ノモノヲ以テ明治二十二年度ノ所屬トシ其四月一日以後ニ納付スルモノハ總テ明治二十三年度ノ所屬トス」第二 歲出ハ明治二十三年三月三十一日マテニ仕拂切符ヲ發スルモノヲ以テ明治二十二年度ノ所屬トシ其四月一日以後ニ支出スルモノハ總テ明治二十三年度ノ所屬トス○第二條　明治二十二年度ノ歲計剩餘ハ會計法第二十條ニ準據シ總テ明治二十三年度ノ歲入ニ繰入ルヘシ○第三條　明治二十二年度ニ於テ官廳ニ交付シタル現金ニシテ明治二十三年三月三十一日ニ仕拂殘トナリタルモノハ總テ明治二十三年度ノ歲入ニ納付スヘシ○第四條　現行會計法規ニ據リ明治二十二年度ニ屬スヘキ經費ニシテ明治二十三年三月三十一日前ニ仕拂切符ヲ發シ難キモノハ其定額ヲ明治二十三年度ニ繰越スヘシ但本規則第六條ニ據リ繰越スモノハ此限ニアラス○第五條　前條ニ據リ繰越ヲナサントスルトキハ會計規則第五十七條ニ據リ繰越計算書ヲ以テ大藏大臣ノ承認ヲ經ヘシ」前項繰越計算書ニハ各債主每ニ金額ヲ區分シ債主ノ氏名及仕拂切符發行遲延ノ事由ヲ示スヘシ但國債元利ノ繰越計算ニハ債主ヲ區分セス公債ノ種類ヲ區分シ仕拂遲延ノ事由ヲ示スヘシ○第六條　明治二十二年度ノ豫算定額ニシテ會計法第二十一條第二十二條ニ該當スルモノアルトキハ同條ニ準據シテ明治二十三年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得○第七條　前條ニ據リ繰越ヲナサントスルトキハ會計規則第五十七條第五十八條ノ手續ニ準據スヘシ○第八條　明治二十二年度豫算ノ繰越ニ係ル歲入歲出ハ明治二十三年度所屬ノ分ト明ニ區分ヲ立テ之ヲ整理スヘシ○第九條　大藏大臣ハ本規則第四條第六條ノ繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計檢查院ニ通知スヘシ○第十條　明治二十二年度ノ經費ニシテ明治二十三年一月一日以後ニ仕拂切符ヲ發シ同年三月三十一日マテニ現金ノ仕拂ヲ了ラサルモノハ會計規則第四十七條ニ準據シ國庫ニ於テ資金ヲ繰越シ明治二十三年四月一日以後滿五箇年間ハ仕拂切符所有者ノ請求ニ應シ金庫ニ於テ仕拂フヘシ○第十一條　明治二十二年度以前ノ國債元利息給ノ仕拂元金及明治十八年度以前ノ經費ニ係ル引出切符ニシテ明治二十三年三月三十一日マテニ債主ニ仕拂ヲ了ラサルモノハ會計規則第四十七條ニ準據シ國庫ニ於テ資金ヲ繰越シ整理スヘシ

○農商務省令第三號

明治二十年(十二月)省令第四號茶業組合規則第七條中「東京」ヲ「全國便宜ノ地」ト改ム

明治廿三年二月十七日　農商務大臣岩村通俊

(農商務省令第三號參照)

農商務省令第四號茶業組合規則(明治二十年十二月二十九日)抄錄

第七條　組合ハ其府縣ヲ聯通スル爲メ府縣ノ區畫ニ依リ便宜ノ地ニ聯合會議所ヲ設ケ東京ニ中央會議所ヲ設クヘシ

○外務省訓令第一號

北海道廳、大坂府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、山口縣、福岡縣、廣嶋縣、鹿兒嶋縣、嶋根縣、沖繩縣

海外旅劵手數料收入ハ凡テ當省ノ管理ニ屬スト雖モ當省ノ委任ニ依リ其(廳府縣)ヨリ海外旅劵ヲ出願人ニ下付スル場合ニ於テハ本年四月一日以降其手數料收入取扱順序ハ明治二十二年(十一月)大藏省訓令第六十六號諸收入收納取扱順序ニ從フヘシ
但シ每月收入報告書ヲ調製シ當省ニ送付スルヲ要ス

明治廿三年二月十七日　外務大臣子爵青木周藏

○大藏省訓令第七號

北海道廳　府縣(沖繩縣ヲ除ク)

本年大藏省令第一號國稅滯納處分法施行細則第四號第五號樣式納付書ノ儀二十三年度以降ハ本年大藏省令第三號國稅徵收法
次行ヘ收入官吏
入セシムヘシ

明治廿三年
二月十七日

○臨時報告第五
外報に據るに昨
發生して忽地に
及せりと而して
留地に行ること
其果して眞性の
至らざれども既
來せんも料り難
槪略を左に報告
明治廿三年

流行性感冒

原因　此病は種々の
歐洲に於ては數十回
屢々年代記に見ゆる
行性に行れ散在性に
關係なきが如きも冬
らずして曾て風の方
因の一と爲すものあ
の傳染病に於けるが
之を確定したる者あ
ス(球狀バクテリヤ)
は患者の咯出物中に
養法の頗る不完全な
又此病は純粹なる醱
なるや否に附きても
まことあるは頗る醱
まことあるは患者より
行する際に其患者數
瘧疾、水痘等と同時
燃することありとす
ルーエンザに類する
剖驗　此病に特異な
み而て時としては氣
徵候　此病は稀に
痛等の通有性諸兆に
病するや右前驅期の
し體温は速に昇騰し
劇痛を訴へ又稀には
臟腑痙攣、眩暈、四肢
して流涙を來し急性
に鼻腔に痙攣の感覺
、咽頭、喉嚨、氣管の
往々呼吸促迫を起す
蓋し呼吸器には之を
障害を被り食欲減少
を來す是れ腸胃の粘
合發するときは往々
多くの患者に於ては
日に至る)の後俄に
徵全く治癒する者あ
合併症及貽後病　此
性胸膜炎心膜炎
腺腫疹、粟粒疹、血
まことあり
貽後病としては
識別預後　此病は俄
定するを得然れども
後は壯年強壯家に於
他病を患ひ或は不良
罹るときは流產する
療法　豫防法は未だ
や幼老者虛弱者等を
ることなし則ち熱あ
服せしむ咳嗽著しけ
劑を投與し發汗には

雜報

○朝鮮近信
開店後の模樣
同の示諭に依り
けれども聞く所
て兎に角舊曆二
見込あれど若し
べき處分をなさ
やも計られずと
て便鬪を催し日

FUJI MICRO SAFETY N